

専門業務型裁量労働制の適用／非適用による労働時間等の違いについて

(令和6年4月以降)

事 項	裁量労働制を適用した場合 (根拠規定, 取扱いの内容等)	裁量労働制を適用しない場合 (根拠規定, 取扱いの内容等)
1日の労働時間	専門業務型裁量労働制に関する労使協定(第5条) ・1日: <u>7時間45分(みなし労働時間)</u>	職員の労働時間, 休日及び休暇等に関する規則(第3条) ・1日: 7時間45分
出・退勤時刻	同上(第6条) ・5:00~22:00の間で教員の裁量(授業や会議時間は除きます。)により設定可能。	同上(第3条, 第7条, 別表第1) ・通常: 月~金 8:30~17:00 など ※上記の労働時間帯に兼業を行う場合は, 個別に労働時間の割振が必要。
休憩時間	同上(第9条) ・業務の遂行状況を勘案し, 勤務の途中で取得可能。	同上(第4条, 第7条, 別表第1) ・通常: 12:00~12:45 など
時間外労働	同上(第5条) ・労働時間の多少にかかわらず1日7時間45分勤務したものとみなす。 ※病院において, 休日以外の17:00から翌日8:30までに診療に従事する場合は, 診療付加手当を支給。	同上(第10条), 時間外労働及び休日労働に関する労使協定, 大学教員等の労働時間管理に関する申合せ ・ <u>教員等には, 病院において緊急を要する診療に従事する場合を除き, 原則として命じない。</u> ・命じた場合は, 割増賃金を支給。
休日・深夜労働 (深夜: 22:00~5:00)	同上(第8条) ・法定休日(4週4休)又は深夜に業務を行おうとする場合は, 事前に, 部局長等の許可が必要だが, 原則として許可しない。 ・休日に勤務した場合には, 休日の振替を行う。 ※適用者個人の都合(裁量)による場合であれば, 深夜の勤務(研究)を行うことができる。また, 休日の振替を行わずに休日に勤務(研究)や出張(研修出張を含む。)を行うこともできる。ただし, 法定休日(4週4日休)は確保する必要がある。 ※病院において, 休日に診療に従事する場合は, 診療付加手当を支給。	同上(第11条), 同上労使協定, 同上申合せ ・ <u>教員等には, 病院において緊急を要する診療に従事する場合を除き, 原則として時間外・休日労働を命じない。</u> ・休日に勤務した場合には, 休日の振替を行う。

勤務状況の把握	<p>同上（第10条），大学教員等の労働時間管理に関する申合せ（第3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤簿」，「休暇簿」等 ・毎月「勤務状況自己申告書」の提出により勤務状況を把握。 <p>※病院の勤怠管理システム（Dr. JOY）対象者は，Dr. JOYのデータ利用により「勤務状況自己申告書」の提出を省略可能。</p>	<p>同上（第13条，第14条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤簿」，「休暇簿」等 <p>※病院の勤怠管理システム（Dr. JOY）対象者は，Dr. JOYにより勤務状況を把握する。</p>
兼業	<p>職員兼業規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に許可申請必要。 ・労働時間の割振は必要なし。 	<p>職員兼業規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に許可申請必要。 ・労働時間の割振が必要。

担当：財務・総務室人事部制度企画グループ
電話：082-424-6027 内線 6027, 6028
E-mail： fukumu-seido@office.hiroshima-u.ac.jp